最終更新日：2015年9月25日

保土谷化学工業株式会社
取締役社長 喜多野　利和
問合せ先：経営企画部長　村上　康雄
証券コード：4112
http://www.hodogaya.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、グローバル・ニッチ分野で、オンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出し続ける企業を目指し、
経営の効率性を高めつつ、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、
内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献するため、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
1）当社は、取引先や提携先との安定的な取引関係の維持・強化を図ることが、当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先について、
取引関係の維持・強化を目的に、当該相手先の株式を保有しています。
また、保有する株式について、上述の保有目的に照らして、定期的に検証を行います。

2）当社は、当社との取引関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという観点から、
議決権行使の内容を決定しており、保有先の会社提案を、無条件に賛成することは行いません。

【原則1-7】
当社は、従来より、役員との取引（競業取引、利益相反取引）について、法令に従って処理しています。
また、主要株主との取引について、所定の決裁手続を通じて、取引条件の相当性をチェックしています。

【原則3-1】
1）当社は、「新・中期経営計画 “HONKI 2020”」を、当社ホームページに掲載しています。
（http://www.hodogaya.co.jp/wp-content/uploads/2015/05/HONKI2020_2.pdf）

2）当社における「基本的な考え方」は、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しています。
「基本方針」は、以下記載の通りです。
(1)当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に
「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化しています。
取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の
業務執行の決定を、取締役に委任しています。
その一方で、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を
相互に監視・監督しており、また、監査等委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役の職務執行の監査等を行っています。

(2)当社は、株主・投資家に対して、法定開示・適時開示を適切に行うだけではなく、自らの経営戦略等の情報を
積極的に提供し、企業活動に対する理解促進に努めています。また、株主が株主総会に参加しやすいよう、
その運営を工夫しています。
当社は、株主との双方向の建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する、
実効的なコーポレートガバナンスの実現を図っています。

(3)当社は、社会的規範や当社の判断等に基づいて、株主・投資家に加え、消費者、取引先、従業員、地域社会等、
幅広いステークホルダーにとって重要で信頼性のある情報を適時、適切に、かつ、わかりやすく提供してまいります。
当社は、幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションのプロセスを大切にし、さまざまなステークホルダーの
価値創造に配慮した経営を行い、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献してまいります。

3）当社は、当社の持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、取締役の報酬を、職位および在任期間等に
応じて定められる固定額の基本報酬と、各事業年度の業績に応じて定められる業績連動報酬から構成しています。
社外取締役については、業務執行を行うものでないことを踏まえて、固定額の基本報酬のみとしています。

4）当社は、取締役会での多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定を行うことができるよう、
取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役との合計10名強の取締役で、取締役会を構成しています。
選任基準については、社内取締役には、経営者に相応しい人格、豊かな経験と素養を有すること等を求め、
社外取締役には、幅広い業務経験を培い、経験と知見を有すること等を求めています。
当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とすることを取締役会で審議し、決定しています。

5)当社は、取締役候補者の選任理由について、当社ホームページに掲載している株主総会参考書類において、経歴等を公表しています。
(http://www.hodogaya.co.jp/wp-content/uploads/2015/06/157.pdf)

【補充原則4-1(1)】
当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行しています。
その際、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、
取締役に委任できる旨定款変更した上で、取締役会決議によって委任しています。

【原則4-8】
当社は、2015年6月「監査等委員会設置会社」に移行、3名(5名の監査等委員会の過半数)の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかどうかといった観点から、
社外独立取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4-11(1)】
当社は、上記【原則3-1】4)の通り対応しています。

【補充原則4-11(2)】
当社は、当社ホームページに掲載している株主総会参考書類において、当社取締役の、
他の国内上場会社における役員兼任状況を公表しています。
(http://www.hodogaya.co.jp/wp-content/uploads/2015/06/157.pdf)

【補充原則4-11(3)】
当社は、定時株主総会に提出する株主総会参考書類、事業報告、計算書類等を、取締役会で決議するあたり、
その成果を検証することで、各取締役の職務執行の適切性や取締役会全体の実効性を分析・評価しています。

【補充原則4-14(2)】
当社は、取締役の就任時に、取締役に期待される役割・責務、関連法令および
コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しています。
また、新たに社外取締役に就任した者に対しては、期待される役割・責務を果たせるよう、当社の事業・財務・組織等を説明しています。
加えて、外部弁護士による取締役向け研修を定期実施しています。

【原則5-1】
当社は、株主との双方向の建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する、
実効的なコーポレートガバナンスの実現を重要課題の一つと位置付けています。
株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東ソー株式会社	16,828,000	20.00
株式会社みずほ銀行	2,987,044	3.55
農林中央金庫	2,274,307	2.70
明治安田生命保険相互会社	1,645,351	1.96
株式会社東邦銀行	1,483,993	1.76
三井住友海上火災保険株式会社	1,414,000	1.68
株式会社山口銀行	1,300,000	1.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,201,073	1.43
日本曹達株式会社	1,163,000	1.38
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,011,000	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当社の「その他の関係会社」である東ソー株式会社より、平成27年7月30日付けで
大量保有報告書の変更報告書No.27が中国財務局に提出されております。
また、当社は同日付けで、東ソー株式会社が当社の「その他の関係会社」ではなくなった旨の臨時報告書を

関東財務局へ提出しております。
その内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称　　東ソー株式会社
保有株券等の数　　7,139,000 株
株券等保有割合　　8.48%

その他の大株主については、株主名簿の記載内容が確認できないため、
当社として実質所有株式数の確認ができません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤正昭	他の会社の出身者											
加藤周二	他の会社の出身者											
山本伸浩	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤正昭	○	○	・総務省出身 ・中部国際空港株式会社常勤監査役	佐藤正昭氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、 長年にわたる幅広い業務経験を培われており、 その経験と知見を当社の業務に活かしていただけるものと判断し、 社外取締役とするものであります。 また、同氏と当社との間には 特別な利害関係はなく、 一般株主と利益相反が生じる可能性はない

				と判断しております。
加藤周二	○	○	・経済産業省出身 ・株式会社小林洋行社外監査役	加藤周二氏は、経営者としての 経験や幅広い知識を活かし、 経営の効率性・適法性・透明性の向上に 努めていけるものと判断し、 社外取締役とするものであります。 また、同氏と当社との間には 特別な利害関係はなく、 一般株主と利益相反が生じる可能性はない と判断しております。
山本伸浩	○	○	・農林中央金庫出身 ・系統債権管理回収機構株式会社常務取締役	山本伸浩氏は、経営者としての 経験や幅広い知識を活かし、 経営の効率性・適法性・透明性の向上に 努めていけるものと判断し、 社外取締役とするものであります。 また、同氏と当社との間には 特別な利害関係はなく、 一般株主と利益相反が生じる可能性はない と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

・監査等委員会に置かれた事務局は、監査等委員会からの協力要請に従い、その職務を補助します。
・監査等委員会の事務局に所属する従業員の採用・異動については、あらかじめ監査等委員会の同意を要します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査等委員会は、会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行ってまいります。
・内部監査部および内部統制部は、その実施する内部監査および内部統制監査に関する年度計画について、
事前に監査等委員会に説明し、監査等委員会から、その修正等を求められた場合は、対応します。
・内部監査部および内部統制部は、内部監査および内部統制監査の実施状況について、
監査等委員会に適宜報告を行い、監査等委員会が、必要があると認める場合は、追加実施等を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度については、
【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3-1】3)に記載の通り対応しています。

ストックオプション制度については、
平成16年、20年に株主総会の承認を得て、導入した実績があります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

付与対象者は、導入時における当社の取締役、監査役、執行役員および従業員です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の役員報酬額は、190百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3-1】3)に記載の通り対応しています。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対して、取締役会等の資料の事前配布、事前説明及び情報提供など、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1)業務執行
・取締役会は、監査等委員でない取締役6名、
監査等委員である取締役5名(内、社外取締役3名)によって構成しています。
・取締役会は、モニタリング強化の観点から、当社グループの経営の基本方針の決定など
重要な経営案件の決定及び監督を行い、重要な業務執行の決定については、定款に
定めを設けたうえで、取締役会の決議によって、取締役社長に委任しています。
・上記、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の委任を受けた取締役社長は、
その業務執行につき、経営会議への諮問等に基づき決定すると共に、随時、経緯・結果等を、
取締役会・監査等委員会に報告しています。なお、経営会議は、原則として毎週1回開催しています。
・取締役会は、内部統制の整備について決定しています。
・監査等委員である社外取締役3名は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。
また、幅広い見識や豊富な経験を活かし、取締役の業務執行の監督を行っています。
・監査等委員会には、取締役の業務執行の監督の強化に資するよう、
社外取締役ではない常勤監査等委員を2名選任しております。
また、監査等委員会は、会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を
行ってまいります。
・監査等委員と当社定款第30条により、責任限定契約を締結しています。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

2)執行役員
当社の執行役員制度は、
(1)経営の効率化
(2)その効果としての意思決定の迅速化
(3)機能の特化

(4)監督・監視機能の強化
(5)経営の強化
を狙いとして導入したものです。
取締役社長は、その狙いに合致した執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせています。

3)会計監査人
当社は、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、
正確・公正な実務処理に関する助言・指示も得ています。
当社の会計監査業務を執行した会計監査人の状況
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大村 茂
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田尻 慶太
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹原 玄
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他が6名です。

4)役員の選任
当社の取締役の選任は、監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任されます。
なお、監査等委員でない取締役の任期は、1年、監査等委員である取締役の任期は、2年です。

5)役員報酬
当社の役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来から、経営の健全性・適法性を確保し、且つ効率性を高めることが経営の最重要課題の一つであると位置づけ、
コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ってまいりました。
また、当社は、監査等委員会設置会社であります。
これにより、当社の取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し、迅速な意思決定を行っていきます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、議案等について十分な検討をしていただくため、 法令で定められた発送期限を上回る早期発送を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家等と個別ミーティングを随時実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家向けに決算短信、有価証券報告書、株主通信(事業報告書) 及び決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動の担当部門として経営企画部(広報・IR担当)を 設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「HCC企業行動指針」及び「HCCコンプライアンス行動基準」を制定し、 「ステークホルダーと公正・公明な関係を維持すること、法令・定款及び社会規範を 遵守し、公正で健全な企業活動を行うこと」を掲げております。 また、その徹底を図るため、内部統制部・法務部等が役職員教育を実施しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)を、 「企業が事業活動において利益だけでなく、地域社会・取引先・株主・従業員等の、 様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす、社会的責任」と考えています。 当社は、「RC基本方針」を核として、役職員がCSRの向上に積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、会社法、金融商品取引法等の関係法令のほか、当社が株式を上場している 東京証券取引所の定める適時開示制度に従い、情報開示を行います。 また、適時開示制度に該当する情報のほか、事業活動に関して重要であると 判断した情報について、積極的に開示します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）に関して、
会社法及び金融商品取引法に基づき、取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1）取締役・執行役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは、「HCC企業行動指針」、「コンプライアンス行動方針」をはじめとする
コンプライアンス体制に関わる規程を定め、取締役、執行役員および従業員（以下、「取締役等」という。）は、
これらの規程を遵守し、法令、定款および社会規範に則って行動します。
・当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、
「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化します。
監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等を行います。また、取締役は、取締役会が取締役の職務の
執行を監督するため、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督します。
・内部統制部は、「会社法」および「金融商品取引法」上の内部統制システム構築を推進するとともに、
コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループの取締役等に対する
教育を行います。また、同部は、法令上疑義のある行為等について、取締役等が直接情報提供を行う
手段として「内部通報規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営します。

2)取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制）
・当社グループは、「情報管理規程」等に従い、取締役の職務執行に関する情報を記録し、保存します。
取締役は、「情報管理規程」等により、常時、これらの情報を閲覧できます。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制）
・当社グループは、当社グループに損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについて、
「リスクマネジメント委員会運営規程」に基づきリスク管理を行うとととともに、
「危機管理規程」に基づき損害を最小化します。

4)監査等委員でない取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、監査等委員でない取締役の職務の執行が効率的に行われるようにするため、
執行役員制度を導入しており、「執行役員規程」に基づき、業務を執行します。
・執行役員は、取締役会が決議した中期経営計画を達成するため、
会社の重要な決裁事項の基準と手続きに基づき、効率的な達成の方法を定め、
月次の損益に関する会議等において定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ、改善を促します。

5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・当社グループは、グループ一体運営を確保しつつ、グループ全体での企業価値向上を図るため、
「関係会社管理規程」および「規程管理規程」に基づき、定期的にグループ会議を開催し、グループ経営を円滑に遂行します。
・当社グループにおける損失の危険の管理およびコンプライアンスについては、
経営企画部および内部統制部で管理運営する体制を採ります。

6)監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性に関する事項
・監査等委員会に置かれた事務局（秘書室、内部統制部および内部監査部から構成）は、
監査等委員会からの協力要請に従い、その職務を補助します。
・内部監査部および内部統制部は、その実施する内部監査および内部統制監査に関する年度計画について、
事前に監査等委員会に説明し、監査等委員会から、その修正等を求められた場合は、対応します。
・内部監査部および内部統制部は、内部監査および内部統制監査の実施状況について、
監査等委員会に適宜報告を行い、監査等委員会が、必要があると認める場合は、追加実施等を行います。

7)監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
・監査等委員会の事務局に所属する従業員の採用・異動については、あらかじめ監査等委員会の同意を要します。

8)当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く）が監査等委員会に報告をするための体制
ならびに監査等委員会へ情報提供をした取締役等（監査等委員である取締役を除く）に
不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
・当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに応じます。
・当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く）は、当社グループの業務に
重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告します。
・当社グループは、監査等委員会に対して報告をした取締役等について
当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

9)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社は、監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について
当社に対し請求を行った場合、当該請求に関する費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に
必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができません。

10)ITの活用
・当社グループは、内部統制を達成するため、ERPシステム導入により、ITセキュリティの確保、
ファイル管理の明確化（証跡管理）等を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社は、「HCC企業行動指針」において、法令、社内規程、及び社会規範を遵守し、
公正で健全な企業活動を行い、ステークホルダー（利害関係者）と公正・公明な関係を維持し、
公正な取引を行うことを掲げている。その上で、社会規範に適合した行動をとることが、
当社の健全な発展のために不可欠との認識で「コンプライアンス行動方針」を策定し、
反社会的勢力・団体に対して断固たる行動をとることとし、一切の関係を遮断することを掲げています。

2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は反社会的勢力との関係を遮断する目的で「反社会的勢力対応要領」を策定し、
担当統括部署を人事・総務担当部署に一元化しています。
又、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、
各事業所及び関係会社へ情報を周知することにより、体制の整備を図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1)会社の支配に関する基本方針
保土谷化学グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流などの各分野で、
それぞれのグループ企業が、高いスペシャリティーを持っていることです。
その中で、当社のグループ企業は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、
お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、
常に、高品質の製品やサービスを提供しております。
そしてその事が、保土谷化学グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を、築いております。
こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し
優位性を持った、保土谷化学グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。
又、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していく事で、
グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ企業での、シナジー効果の発揮に加え、
得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、
当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び
企業価値の源泉を充分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を
確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
本対応策では、当社の株券等の大規模買付を行おうとするものは、
(1)事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、
(2)当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ
大規模買付行為を開始する、という大規模買付のルールを提示しております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断する場合には、
当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。
なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、
合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、
大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると
独立委員会が勧告する場合には、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定する事があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、
原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。
ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、
当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、
独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、
当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、
対抗措置の発動を決定することがあります。
本対応策に基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとしますが、
当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆様が、
法的権利又は経済的側面において格別の損失又は不測の損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

3)上記(2)の取組みに対する取締役会の判断及びその理由
本対応策は、株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として
導入するものであり、当社の株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、
株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間を確保することによって、
当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。
本対応策の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第159期定時株主総会の終結時までとしており、
その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆様にその可否を判断していただくことになっております。
さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により
構成される当社取締役会において、本対応策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、
当該決議に従い、本対応策は変更又は廃止されることから、株主の皆様の意思が反映される内容となっております。
対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会は、独立委員会に諮問します。
独立委員会は、必要に応じて、専門家等の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行い、

当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重します。
これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。
又、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は、
合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動できないように
設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
以上のことから、上記2)の取組みは、1)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、
又当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――